

【象牙取引規制に関する有識者会議（第3回）】

『議事録』

令和2年12月23日（水）

15時00分～16時53分

○松崎政策調整担当部長 皆さん、こんにちは。ただいまから第3回象牙取引規制に関する有識者会議を開催いたします。

本日は、御多忙のところ、お集まりいただきありがとうございます。

会議の事務局を担当しております政策企画局政策調整部の松崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

以降、着座にして失礼いたします。

本日の会議ですが、前回に引き続きまして、コロナウイルス対策で密を避けるということもございまして、井田委員、北村委員、中泉委員におかれましては、ウェブにより会議に参加いただいております。各参加者の模様は、前方の画面に映し出されております。木佐委員、松田委員につきましては、本日は所用のため、御欠席との連絡をいただいております。

また、本日は、ゲストとしまして、象牙を使用している立場から、根付作家で国際根付彫刻会会長の黒岩様にもウェブで参加をいただいております。御紹介いたします。黒岩明様です。よろしく願いいたします。

○黒岩様 黒岩明です。よろしくお願ひします。

○松崎政策調整担当部長 黒岩様には、後ほど、ヒアリングをお願いしております。

次に、会議の公開について御説明いたします。本日の会議の模様は、都のホームページ上でインターネット中継により配信されております。また、本日の会議資料、議事録、中継映像につきましては、後日、ホームページ上に公開してまいります。

会議の資料は、ペーパーレスで御提供いたします。各委員の机の上でございます大きいほうのタブレットは、ホストに連動してございまして、資料の送りは担当の者が行います。小さいほうは同じデータが入っておりますので、御自由に御参照ください。

それでは、以降の議事進行につきましては、阪口座長をお願いいたします。よろしくお

願いたします。

○阪口座長 座長の阪口です。それでは、これより私のほうで議事を進行させていただきます。

本日の議事につきましては、次第に沿って進めたいと思いますが、議題に入る前に、先日の第2回会議における委員の皆様の主な意見などについて、事務局がまとめていますので説明をお願いいたします。

○松崎政策調整担当部長 前回の第2回会議における議論につきましては、現在、委員の皆様は議事録の確認をお願いしているところです。正式には議事録をお待ちいただきたいところですが、本日は御参考までに、事務局のほうで委員の皆様からいただいた御意見について、主なものを項目ごとにまとめた抜粋を作成させていただきましたので、最初に御紹介いたします。

まず、取引の是非については、「国は、狭い例外を除く国内象牙取引の停止に向けた政策に舵を切り、そのための行動計画を東京2020大会までに策定すべき」「野生生物問題はなくなるもの。ゾウが増えている地域では、象牙の持続的利用が可能。取引を維持し、自然の恵みを生かす場を確保することも一つの価値」「象牙を使うリスクと便益を比べるべき。やめる方向での「ジャストランジション」を考えやすいタイミング」「市場を廃止せず需要を減らすことが重要」といった御意見がございました。

また、海外持出への対策について、「違法輸出は継続しており、象牙購入意向のある外国人観光客の存在など新たな懸念もある」「観光客の違法持出の可能性が高いと分かったので、外国人観光客対策の強化が必要」

また、事業者への働きかけについては、「オンライン取引での課題が残っており、企業による自主的取組の後押しやサポートが必要」「意識の低い事業者もおり、都として何ができるべきかを議論すべき」

また、透明性の向上（トレーサビリティ）については、「違法取引は、それが密猟につながっているかが重要。象牙の持続的利用の際には、出所のトレーサビリティを確保する仕組みを検討すべき」「消費者が違法か否か区別できないことが問題。区別に多大なコストをかけるのが論点」「象牙の違法取引が続いており、日本が関わっている中で、消費側としてどう責任を果たしていくのが論点。消費国として、トレーサビリティの確立を

制度上きちんと考えるべき」

また、法制度については、「種の保存法の中で、都の条例等でどこまで国を助太刀できるかが議論のポイント。その議論の前提として、現状における法の実効性や都の協力の必要性等の検証が必要」「事業者や消費者の意向、社会状況の変化を見据えた指針の策定が重要」などといった御意見をいただいたところでございます。

第2回会議における主な御意見等についての説明は以上ですが、前回会議で環境省様に出た御質問について、環境省のほうから回答をいただきましたので、併せて御報告いたします。

まず、「ワンオフ・セールでの売上金が現地でどう役に立っているのか」という御質問がございました。これに対し、収益の用途に関してはワシントン条約の常設委員会で報告書が提出されているということで、参考資料1としておつけしている報告書を情報提供いただいたところです。

また、種の保存法による法令違反に対する命令の実績についての御質問がございましたが、これに対しては、これまでには命令の実績はなく、登録番号等が表示されていないなど遵守事項が守られていない場合には、まずは指導で是正を図るという回答をいただいております。

なお、日本からの密輸出の摘発実績についての御質問については、現在整理中であり、整理ができ次第、お示ししたいということで御回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

○阪口座長 ありがとうございます。

では、次に、東京象牙美術工芸協同組合の意見紹介について、事務局からお願いします。

○松崎政策調整担当部長 事務局から、東京象牙美術工芸協同組合様の御意見を御紹介いたします。

組合様の御意見については、委員の皆様から「象牙事業者の方に会議に参加いただき、その御意見を伺った上で議論を進めるべき」とのお話をいただいたところでございまして、私どものほうから組合様のほうに本会議への御出席をお願いしたところでございます。

これに対しまして、組合様からは、「今までも、直接取材対応しても一部メディアでは公平中立な立場での報道がなされない等、必ずしも正しい情報が伝わっていない中で、

象牙を利用する側の立場もあり、いろいろな形での根拠のない批判を受けることが多い。そのため、今回は直接参加するのではなく、文章で意見を表明したい」という御意向がございました。

本日は象牙組合様から、その御意見を文章でまとめた「私たちからのお願い」という資料と、その御意見を会議で表明する「読み上げ文」をお預かりしておりますので、読み上げさせていただきます。

○平沢政策調整担当課長 では、読み上げさせていただきます。

私たち、東京象牙美術工芸協同組合は、象牙製品等の製造から小売までを行う事業者が所属する団体です。種の保存法の法令遵守の下、伝統工芸の伝承、そして持続可能な利用の実現に向けて取り組んでおります。なお、今回は書面のみでの出席という形になりますので、事務局の方には、私たちが準備した文章を読んでいただきます。

まず初めに、新型コロナウイルスの影響で大変な状況にある中、このたび3回目の会合を開催していただいたことには、私たち事業者の扱う象牙やゾウを取り巻く事実、実態を知っていただき、そして、野生生物の保全にとっても、あるべき姿を考えるきっかけになると信じております。そして、2020年東京オリンピック・パラリンピックを迎える東京都がこの有識者会議を立ち上げてくださったことは、本当に意味のあることだと思っております。今、必要なことは、正確な情報に基づく正しい理解であり、それに基づく建設的で透明性のある議論と適切な判断、そして、それらの国内外への発信です。

私たち、象牙を取り扱う事業者は、江戸時代から300年以上も脈々と続く象牙の伝統工芸技術を大切に受け継いできました。強度と粘り気があり、象牙は代替することが出来ない貴重な天然資源です。彫刻品や楽器、印章など、多岐にわたる象牙製品は、一生大事に使い、そして受け継ぐことができるエコな天然素材であり、日本の国内象牙産業は自然との共生に基づく伝統産業です。

昨今の報道では、「国際社会では日本国内で象牙の取引が続いていることがアフリカゾウの密猟を助長していると批判」などと報道されることが多いように思いますが、本当にそうなのでしょうか。ゾウの密猟はあってはならないことです。しかし、過去に合法的に輸入されたものや、自然死等によって生じた貴重な資源である象牙、これらを有効利用することは悪いことなのでしょうか。悪しきのは象牙の取引や需要そのものではなく、過度な需要が引き起こすゾウの密猟や象牙の違法取引ではないのでしょうか。

多くの報道とは異なり、事実としてワシントン条約の下に設置された専門組織による分析では、日本での象牙の利用はアフリカゾウの密猟と関係がないことが科学的根拠に基づいて示されています。また、ルールを守った取引はゾウの保全と地域住民の発展に貢献するという条約締約国会議の決議がなされています。ゾウの保全に成功している南部アフリカ諸国や、ゾウとの軋轢に苦しむ地域住民の実態、彼らがゾウと共存するための資金を必要としていることも知ってほしい事実です。

一方で、日本国内にある象牙製品等の海外への違法な持ち出しは、アフリカゾウの密猟と関係がないとはいえ、ワシントン条約や法律に違反する行為であり、あってはならないことです。

今、求められていることは、アフリカゾウの保全、そして、地域住民とゾウとの共存という究極な目的を達成するために、消費国である日本にできる支援は何なのか、冷静に考えることだと思います。

あたかも日本で流通する象牙製品等が密猟、密輸入からもたらされた象牙によって成り立っており、その結果、日本の象牙の需要を無くすことが密猟を減らすことにつながるといような報道など、必ずしも正しいとは言えない情報があふれる中、ルールを守った取引をしても象牙を取り扱う事業者だというだけで、風当たりが強いことを感じます。

私たちは、密猟に依存してまで事業を続けたいとは全く思っておりません。

自然死したゾウが残してくれた象牙など、生態系に影響を与えない範囲で有効利用し、自然に優しい最高品質の素材として製品を作っていく、伝統を守っていかれたらとの思いです。

ここで、私たちが提出した文書の中に書かれている内容を紹介します。

この内容は、ぜひ多くの方に知っていただきたい事実ですし、この事実を基に象牙取引の在り方、野生生物の保全についてのあるべき姿について考えていただければ幸いです。資料2ページ、別紙1枚目の下の部分に記載してあるところです。

「事業者および消費者へ発信しているお願い・お伝えしたい事実」。

お願い1、ルールを守って安心・安全な取引をしてください。①日本国内における法令を遵守した象牙の取引は認められております。②象牙製品等を違法に海外に持ち出さないでください（持ち出させないでください）。

お願い2、お伝えしたい事実・真実。①日本の象牙製品の取引と現在起こっているアフリカゾウの密猟に因果関係はありません。②ワシントン条約の決議8.3「野生動植物の取

引の利益の認識」について。③ゾウの保全に成功している南部アフリカ諸国のこと。

(ア) ゾウと共存する地域住民のこと。(イ) ゾウ保全の現場や南部アフリカ諸国の動向について。④環境省のホームページにある「象牙Q&A」について。⑤象牙組合作成のパンフレットについて。⑥アフリカゾウ保全と地域住民のために私たちができる取組について。

以上です。

また、資料6ページ、下の部分に記載しておりますが、2016年の第17回ワシントン条約締約国会議においての地域住民代表からの発言で、印象に残る部分になります。

「実際に、ゾウを守っているのは、その地域住民であり、レンジャーである。ゾウを保護するためには、地域住民は、生活するためにも、農作物や子供を守りながら行う必要がある。そのためにも、持続的にその動植物の持続可能な利用の権利を与えるべきである。もし、それがかなわないのであれば、生活のために密猟者に加担するものも出てくるだろう」。

最後に、有識者の皆様へのお願いです。

必要なことは違法な取引の根絶であって、アフリカゾウの密猟につながらない合法的な国内市場閉鎖や取引の禁止ではありません。象牙製品等の海外への違法な持出し防止の取組みをどのようにすべきか、ゾウの保全やゾウと地域住民の共存のためには何が必要なことなのかなどについて、オープンマインドな議論の中で、ぜひ、科学的根拠や事実に基づく正しい情報と正しい理解によって建設的で透明性のある議論と適切な判断をしてください。そして、それらの国内外への発信をお願いします。その結果が日本の伝統ある象牙産業を守り、ひいてはゾウの保全や地域住民の支援につながると信じています。

国際都市である東京が立ち上げたこの有識者会議からの国内外への適切な情報発信に期待したいと思います。

読み上げは以上でございます。

○阪口座長 紹介ありがとうございました。

ただいまの象牙組合の御意見について、委員の皆様から御質問や御意見などがございましたら、事務局を通じて象牙組合にお伝えしたいと思いますが、何かございますでしょうか。

御発言がある方は、挙手をお願いします。

中泉先生、お願いいたします。

○中泉委員 中泉です。

まず、発言の前に、前回、インターネットが切れまして、しかも聞こえにくくなりまして、大変失礼いたしました。

質問なんですけれども、密猟と我が国の消費量とに因果関係がないということが科学的に立証されているという話でしたので、どういうふうな研究ですとか、証拠に基づいて立証されているのか確認したいと思いますので、もし分かればお教えいただければというふうにお伝えいただけますでしょうか。

○阪口座長 象牙組合に直接、それを聞いても、基となるCITESの英文文書を読んでいるとは思えないので、それについては、恐らく、次回会議で基となる報告書をこちらで事務局に用意していただいて御紹介するというほうが賢明かと思いますが、いかがでしょうか。

○中泉委員 もし、それが可能でありましたら、よろしくお願いいたします。

○阪口座長 念のため、そういった質問があったということは、事務局より東京象牙美術工芸協同組合にお伝えいただきたいと思います。

ほかに御質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

座長のほうから少し申し上げるとすると、こういった市場を閉鎖するというような動きが様々なものについて、国際的に起きることがあります。例えば、紛争ダイヤモンドを排除する運動とかございましたね。そのときは、ダイヤモンド市場そのものがなくなるんじゃないかと。ダイヤモンドに対するイメージが悪化して、永遠の愛のシンボルから血と死のシンボルへと変えられてしまうおそれを感じたダイヤモンド業界が自ら動き始めて、紛争ダイヤモンドを排除する認証制度の構築をプロアクティブに取り組んだということがございます。

ですので、日本の業界の皆様においても、現状では、なかなか象牙の持続可能な取引というものが、もう一度認められる可能性というのは非常に低い状況がCITESでは続いているわけですね。そうすると、何もしないで座視していても持続可能な取引というもの

が永遠に認められることはないのではないかということが危惧されますので、協会として、よりプロアクティブに動くことも必要じゃないかなというふうに座長としては感じておりますので、事務局より、そういったことをお伝えいただければと思います。ありがとうございます。

では、ただいまの象牙組合への御質問などにつきましては、事務局を通じてお答えいただける範囲でお答えいただき、その内容は、後日、委員の皆様にお知らせしたいと思えます。

それでは、次に、象牙を利用している立場の根付作家である黒岩さんから、ウェブでのヒアリングをお願いしたいと思います。

まず、黒岩さんから、象牙をお使いになっている理由や今後の展望などについてお話をいただき、その後、委員の皆様との質疑を行っていただきたいと思います。

黒岩さん、よろしくお願いいたします。

○黒岩様 黒岩です。根付を作っています。よろしくお願いいたします。

今回、東京都のほうから、作品を作っている立場からお話をしていただきたいということもあったので参加させていただいていますけども。

最初にお断りしておきますが、私、国際根付彫刻会の会長をやっております、会長としての立場としては、根付というのは、皆さん、御存じかどうか分かりませんが、あらゆる素材を使って根付を作っています。ですから、象牙に関しては、象牙を扱っていない作家もいっぱいおまして、必ずしも、象牙のことは全く興味ないよなという作家もおりますので、会としての立場でなく、私、根付を扱っている個人としてお話しさせていただきたいと思っておりますので、その点、御理解いただきたいと思います。

まず、象牙を使用できなくなると困るのかということですが、基本的には、根付ということからいけば困ることはありません。ただ、象牙というのは、先ほど、協同組合の文書の中にもありましたし、皆さん、第1回、第2回の会議の様子を、私、ちょっと見させていただいたことから申しますと、理論的な議論というのは、もうなされていると思えて、象牙が何でいいのかとか、それから象牙はなくてもいいんじゃないか、プラスチックでもいいんじゃないかとかと、いろいろな議論が出ていると思うんですけども、それはそれで全くそのとおりで、象牙でなければいけないということは全くないと思えます。

また、ゾウさんの保護ですとか、そういった、例えばクマですとかシカですとか、そういった話も出ておりましたので、今回、写真を提供させていただいたんですけども。これ、私の作品で根付なんですけども、皆さん、根付を御存じない方はちょっと分かりにくいかもしれないですけども、基本的に手の中に収まるぐらいの大きさだと思ってください。それであれば素材は何でもいいのであって、特に今回、問題になっている象牙、この「サロメ」という作品ですけれども、象牙で彫っています。それから、この「お薦」というのはシカの角を彫って作った作品です。それから、左下の「金太郎」、これは、金太郎がクマの歯を抜いている図なんですけども、このクマの歯というのは、実際のクマさんの歯です。それで、右下の「月光」、これはイノシシの牙で、実際に猟をされた方から頂いた、分けていただいたイノシシの牙を彫って根付にした作品です。

このように、我々というのは、普通の天然の素材を利用して、いかにそれを作品に仕上げていくかというのが基本的な考え方になっておまして、このほかには、例えば、柘植ですとか黒檀、あるいはサンゴ、かつては、いろんな、べっこうですとかもそうですけども、そういう天然の素材を使って作品を作ることが多いので、それを利用して大事に使っているというのが現状です。今回、象牙の話に特化すれば、ゾウさんが生きていなければ、こういう作品になりませんので、我々はゾウさんの贈ってくれた大切な贈り物というふうを考えて、これを大事に使っていこうというふうには、いつも思っております。

ただ、象牙じゃなければ困るということではなくて、ワシントン条約、1989年のワシントン条約以降、我々というのはいろんな素材にチャレンジして、どんどん新しい素材も根付にできるのではないかというようなことをやっておりますので、何度も言いますが、象牙がなければ駄目だということはありません。

ただ、象牙というのは、何度も言うことになると思いますけれども、ゾウさんが生きて死んでいったときに残してくれた素材を有効に使うというのは、やはり閉鎖された地球環境の中では非常に、ある意味、有効なことではないかなというふうに考えております。プラスチックでいいじゃないかという方もいましたけども、天然の素材を使って土に返っていく素材のほうが、誰が見てもプラスチックを使うよりは有効ではないかなというふうに考えておりますので、その辺は象牙というものを有効利用をしていくのが本質ではないかなと思っています。

ただ、現実といたしましては、密猟が行われている以上、象牙の取引をストップしなければ仕方がないのかなというのは、現実論としては、それはそうだなというふうには感じ

ております。ただ、最終的には、何で密猟が行われているのかということを考えないと意味のないことで、ただ「保護、保護」と言うのではなくて、密猟、例えば、内戦がなくならなければ密猟はなくならないでしょうし、密猟ということでは、そういった根本的な問題を考えることはとても大事なんじゃないかなというふうには考えております。

○阪口座長 ありがとうございました。

○黒岩様 あと、この先、保護した後に、ゾウさんが増えたときにどうするかというようなことは、我々としては、根付を彫っている技術というのは、皆さん、御存じないと思えますけども、左刃という特殊な彫刻刀で立体的に彫る技術があります。これは日本独特の技術なんですけども、我々としては、この技術を生かして、将来、アフリカ諸国にいろんな彫刻の技術を教えて、地場産業を応援するようなことも考えていかなければいけないのかと。そうすることによって、ゾウさんの保護、そしてゾウさんの残してくれた象牙を有効利用していけるのかなというふうなことは、これからも考えていかなければいけないのかなということも若い作家にはよくお話するんですけども。こんなことを中心に根付を現状、彫っているということです。

すみません、支離滅裂になってしまいましたけど、また何かあったら御質問にお答えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○阪口座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのお話を踏まえ、黒岩さんへの御質問などがありましたら挙手をさせていただきますよう、お願いいたします。

井田委員、お願いします。

○井田委員 興味深いお話と写真ありがとうございます。

二つ伺いたいのですが、象牙を彫られるときに入手される材料については、合法性の確認というのは、私、きちんと本当にできないんじゃないかと思うんですけども、それは、どういうふうに考えていらっしゃるのかという。合法的なものか違法なものかというのを区別することというのは、材料を入手するときの段階でできるのでしょうかというのが御質問の一つ目です。

二つ目は、本筋とは違うことなんですが、私、マンモスの牙で、中国で非常に精巧な工芸品を見たことがあるんですが、先ほど、いろいろな材料にチャレンジしていらっしやるとおっしゃったんですけども、マンモスの牙が代替品として面白いというか、駄目だとかという、もし御経験があったら教えていただきたいです。

○黒岩様 分かりました。素材に関してなんですけども、これは、もう何でもそうなんでしょうけども、完全に密輸されていない象牙だという証明というのであれば、それこそ象牙を1本1本、科学的な分析をして、これは間違いないものだということはしなければならぬと思うんですね。実際問題、作品になったものを見ていただくと、今、マンモスというお話がありましたけども、マンモスであるのか象牙であるのかということすら見た目には非常に難しい問題です。ですから、象牙を完全に密輸入したものでないというのを証明するためには、これはもう僕らではなくて、やはり国ですとか、そういう科学的な根拠を大本にやっていただくしかないことで、それに基づいて、僕ら作家は、現状ですと、シールを取ったりとか、そういった形で、これは正当に輸入された象牙から作った作品ですよというようなことをやらなければ、現状、やっているというのが現状です。

それと、もう一点。今、マンモスの話が出ましたけれども、マンモスというのは、まず、もう絶滅してしまっている動物なので、ワシントン条約にも引っかからないということがありますよね。現実、ロシアでもってマンモスが掘り出されて、そういう市場もありまして日本にも入ってきます。マンモスの証明書みたいなものがついてきたりして、ちゃんとしたルートがあるんですが、ただ、税関でもって、マンモスカ、それこそ象牙かというのは、マンモスにしか含まれていない物質があるんですが、それを調べる機械が恐らく税関にはほとんどないというのが現状なので、なかなか難しいところではあると思うんですけども。

いずれは、なくなってしまうものですし、長くなって申し訳ないんですけども、氷の中で取れた牙と、それから凍土、土の中で取れた牙というのが、土の中だと臭くてとても使えませんし、それから、空気中に出した途端に、ひび割れたりとかしますので、根付として使える材料はとても少ないというのが現実です。作ったことはありますけども、本当にいいマンモスは象牙にも、もちろん匹敵する、素材としてはとても有効なものだと思いますけども、ほとんど、そういういい材料は、割れちゃったりとかということで、なかなかできないというのが現状ですね。

○阪口座長 ありがとうございます。

中泉委員、よろしくお願いします。

○中泉委員 中泉です。よろしくお願いします。

前回は似たような質問をしたんですけども、せっかく黒岩先生がいらっしゃるのでもう一度、お聞きしたいのですが、前回の話ですと、西アフリカのマルミミゾウが、例えば、象牙の印鑑を作るには非常に使いやすいと。それに対して、アフリカ南部に住んでいるアフリカゾウだと少し使いにくいというような話が、前回出たと思うんですけども、先生のお仕事からすると、そこら辺、いかがですかね。

○黒岩様 極端なことを言えば、1本1本、象牙の質が違うんで、とても彫りやすいですとか彫りにくいですとか、あるいは等価だと言いますが、アジアゾウはとても彫りやすかったよねと。僕は、正直、アジアゾウは、もう大正時代に輸入禁止になっていますので、これがアジアゾウだろうなというふうなことでしか彫ったことはないんですけども、一体一体、個体差があるので、印鑑に向いているですとか、根付に向いているですとかというのは、全く、やってみないと分からないというのが現状ですね。

○中泉委員 ありがとうございます。そうすると、南アフリカのゾウであっても、印鑑に使えないわけではないということですか。

○黒岩様 もちろん、そうです。南アフリカのマルミミゾウですとか、その中でもすごく個体差が大きいですし、いい牙、彫りやすい牙もあれば彫りにくい牙もありますし、それは、もう、全く。大ざっぱな言い方をすれば、印鑑に向いているとか、そういうのはありますけども。

例えば、聴診器が象牙で昔、今でも使っている先生はいらっしゃるようですけども、若い先生は象牙の聴診器を使ったことがないので、私も何人かの先生にお聞きしたんですけども、象牙の聴診器がどうしていいのかという話は全く分からないと。ちょっと年のいった先生にお聞きした話では、象牙の聴診器というのは、すごく微妙な音を拾ってくれるからとてもいいよねという話があります。だけど、それが性能としては、チタンの聴診器は、

普通はレベルがそろっているので、やっぱり、それはそれで値段ですとか、そういうこともありますし、今、言ったように個体差が象牙はありますから、できた聴診器によっても拾える音が違ったりするので、そういう意味では、やっぱりチタンのほうがいいのかなどというようなことは感じております。

ですから、一概に必ずしも象牙がいいということではなくて、象牙に代わる、いわゆる、そういったとてもいい素材というのも出てきておりますから、一概に象牙でなければいけないということはありませんというふうには感じております。

○阪口座長 ありがとうございます。

ほかに御質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もし、ほかに何か御質問がある場合は、本日、最後に意見交換の時間を設けておりますので、その際に御議論いただければと思います。

では、時間の関係もありますので、次に委員からのプレゼンテーションに移りたいと思います。

まず、中泉委員のプレゼンテーションですが、ウェブの通信状況に左右されないよう、ビデオで記録していただいたものをお送りいただいておりますので、皆様には、まず、そちらを御覧いただきたいと思います。

○中泉委員 中泉と申します。

本日は、報告の機会をいただきまして大変ありがとうございます。本来であれば、リアルタイムで報告すべきところですが、前回、インターネットの接続が落ちましたので、ビデオでの報告とさせていただきます。

市場閉鎖よりも需要抑制、象牙取引の市場構造の解明と対策ということで報告させていただきます。

まず、1番目に目標というのを挙げたんですけれども、ここでの目標は象牙の違法取引を根絶することにあるというふうに考えております。そういう意味では、合法的な象牙取引まで禁止すべきではないという立場です。理由は、まだ流通在庫がたくさんありますので、その有効活用であると。また、伝統文化の維持継承として、サステナブルな象牙管理を行うための資金の提供という面もございます。

合法と違法とを分離して、違法の取引をどんどん根絶していくという方向が考えられる

と思います。そのためには、RFIDなどによる合法的象牙の認証、合法的象牙を取り扱う業者の認証、適法な象牙で作成された製品のラベリングなどを提案したいと思います。

では、これでいいのかというと、実は、もっと複雑な問題があると考えておりまして、その根本的な問題は何かと申しますと、そもそも違法取引というのを的確なエビデンスを用いて正確に特定できないということが最大の問題であると思います。そのため、ここでは主に経済理論を用いまして、現状、このようになっているのではないかという仮説を立てて、その上で問題点を検証していきたいと思います。

ここでは、経済学者がよく使う需要曲線と供給曲線の図を上げさせていただいております。縦軸に価格を取りまして、横軸に取引量と。象牙の供給については右上がりの直線、もしくは曲線、象牙の需要については右下がりの曲線で表すことができます。もし、需要が小さければ、非常に取引量も価格もゼロに近いものになりますので、市場は、あるなしにかかわらず、非常にネグリジブルなものとなります。

ところが、需要が大きい場合、特に、合法的象牙のみの供給に対して、需要が非常に大きい場合、取引額が非常に大きくなっている、高くなっていくということが起こってしまうわけです。この場合、どのようなことが起きるかといいますと、価格が高い場合、違法取引が参入する可能性も高まるようです。その結果、合法的象牙のみの供給曲線に対して、供給の曲線が右側にシフトし、価格は下がりますけれども、取引量は非常に大きくなってしまふということが起こります。

なお、違法取引を市場で禁止したとしても、このように需要が大きい場合、合法的ものだけでは、非常に価格が高くなってしまいますので、ブラックマーケットが発生し、規制するのは困難となります。この非常に分かりやすい例が、アメリカの20世紀初めに導入された禁酒法だと思います。禁酒法によって、酒の消費がゼロになったということは決してございません。元よりも増えたというようなことではございませんけれども、禁酒法によって酒の消費をゼロにすることはできなかったわけです。

しかも、こういう違法取引というものは、どういうことが問題かといいますと、先ほども申し上げましたように、どれだけ違法取引が存在するかが明らかでないということになります。禁酒法下のアルコールの消費の統計もございません。そのため、実際にアルコールの消費が行われていたかどうかを特定するのも非常に困難になってしまいます。

なお、現在は肝硬変やアルコールの密売の摘発から間接的に推計しておりまして、最新のDillsetalの2005年の論文の結論は、短期的にはアルコールの消費は減少

したんだけど、長期的には限定的であるという結論になっています。さらに、その過程で組織犯罪が増加したということも指摘されています。

以上のように、違法取引は、どの程度、存在するか、全く分からないわけです。ですので、先ほどの話も、あくまで仮の話ということになってしまいます。逆に、分からないということは、こういう情報が全く出ないと、取引のほとんどは違法取引だと誤解される可能性もあるわけです。

さらに、仮に需要が大きい場合、市場そのものを閉鎖すると、潜在的な価格は高いため、密猟のインセンティブが高まって違法取引が存続する可能性が高いです。当然、市場閉鎖する場合、価格というシグナルがなくなるわけですが、でも、潜在的な価格、つまり潜在的な需要が大きいことによる潜在的な価格は依然として高いですので、禁酒法の例を考えますと、組織的な活動が増大し、国際的な犯罪組織やテロリストの資金源となると懸念は依然として拭えないものとなってしまいます。

では、こういった問題に対して、どのように解決するか。経済学の教科書で掲載されている最善策は、まずは需要を減らすということです。市場を閉鎖したとしても、やはり価格は高いままになる可能性があります。それに対して、需要を減らしますと価格自体が下がって、例えば、この価格が低下します。そのため、違法取引のインセンティブが大幅に低下するということになります。その上で合法的な市場だけの取引に限定するというところを行えば、ブラックマーケットの増大を防ぎ、違法取引を排除するということが容易になるというふうに考えているわけです。その意味で、結論としては、需要を削減した上で違法取引の根絶を目指すということを考えています。

では、どのような具体的な対策があるかと申し上げますと、どうしても我が国の場合は実需がございますので、これを削減するということが最大の目標になるかと思っています。当然、印鑑の材料としての象牙の利用を減らすということにはほかなりません。このためには、PRですとか啓発活動によって象牙を材料とする印鑑の需要削減ということも有力かと思っています。

さらに、前回御説明がありましたように、西アフリカのマルミミゾウの象牙というのが非常に加工しやすいと、象牙細工にも加工しやすいということで、絶滅危惧種になっております。逆に、アフリカ南部に生息するアフリカゾウは、むしろ増加傾向になっている、アフリカゾウも多いということですので、そういった、マルミミゾウの象牙からアフリカ南部に生息するアフリカゾウの象牙に代替するような象牙の代替の技術開発、ここでは象

象牙に代わる代替原料の開発を上げましたけども、象牙の中でも使いやすい種類の象牙の利用というものの促進、こういったものも有効な手段になるのではないかと思います。

このようにして、実需を削減した上で、市場から違法な象牙取引を減らすということが有力な対策かと思えます。そのためには、合法的な象牙の認証制度を創設すると。これは、当然ありますけれども、これに、例えば、RFIDなどを利用してトレーサビリティを高めるといふこと。当然、そういう合法的な象牙を扱う取引業者の方の認証制度を創設するということも、もう一つ、有力な手段かと思えます。

また、合法的な象牙による印鑑へのラベリングというのも、実は、非常に大きな方法だと考えています。と申しますのは、以前、経産省のトップランナー基準、省エネの達成基準を実現する際にエコラベルというのが使われています。この場合、達成したのものには緑のマーク、達成していないものにはオレンジのマークというのをつけたんですね。そうしますと、どのようなことが起こったかと申しますと、実施前、かなり古いんですけど、2001年ですね、実施前のもので、ここが承認基準のものですけれども、それよりも達成していないものがかなりたくさんありました。それに対して、トップランナー基準の実施後、このエコラベルで結果的に全ての製品が基準を達成したと。逆に言いますと、達成されていないものが駆逐されてしまったということが起こりました。

念のため、申し上げますと、これは、実は、各企業で、加重平均で目標を達成すればいいということですので、全ての製品を達成したものにしなければならないという規制ではございませんでした。ところが、このラベリングを入れたことによって、達成していないものが市場から淘汰されてしまったと、売れなくなってしまったということが起こったというふうに考えられます。このように、ラベルの色を変えるだけで非常に大きな効果を発揮しますので、ラベルを貼ってあるのか、貼っていないのかということでも非常に大きな抑止力になる、違法な取引の抑止力になるのではないかと思います。

以上が本有識者会議での提案なんですけれども、経済学者としましては、実は、もっと有力な方法があります。ただ、これは国レベルでしか、なかなか使いにくいので、ここでは参考ということで紹介したいと思います。

それは、どういうものかという、現在、禁酒法が導入されているわけではありませんので、何が導入されているかという、税金ですね、課税がされているわけです。実は、アルコールに対する課税だけではなくて、環境に対する課税なども同じなんですけども、こういう問題のあるものに対して課税をするということは非常に有力な手段であるという

ことが経済学では知られています。

理由を簡単に申し上げますと、当然、課税されることによって、税金が上がることによって、販売価格が上昇しますので、需要の抑制につながります。さらに、値段は高くなるわけですが、高くなっていくのは課税の部分です。逆に、市販、業者さんの取り分、つまり税引き後価格は低下しますので、違法取引のインセンティブは低下するわけです。そういう意味で一挙両得と申しますか、そういう面がございますので、もし、こういう課税のような政策ができるのであれば、ぜひとも行っていただきたいと思います。

以上、まとめますと、象牙の違法取引を根絶することが目標であるというふうに考えております。その場合、まずは需要を抑制すると、これが一番大きな目標であると。その上で、認証制度やトレーサビリティの向上と、ラベリングの導入などを提案したいと思います。逆に、需要がある中で市場の閉鎖というのは極めて危険なので、これについては反対したいと思います。

以上で報告を終わります。

○阪口座長 ありがとうございます。質疑などにつきましては、次の三間委員のプレゼンテーションの後にまとめて行いたいと思います。

それでは、三間委員、よろしくお願いいたします。

○三間委員 よろしくお願いたします。お時間をいただきまして、ありがとうございます。

私のほうからは、これまでの過去の会議での議論も踏まえつつ、日本の国内象牙市場の在り方というところでお話をさせていただければと思っております。

いろいろ、我々も見ていて論点が非常に拡散してきた部分もあるかなというところがありましたので。まず、これまでの論点の整理というところを私どもなりにやってみました。特に、今回、本会議が設置された目的、それから何が期待されているのかというところについて、次のように整理をかけたみました。この三つかなというのが、提案になります。

まず、一つは、国際犯罪に対する明確な「NO！」の姿勢を示すということ、それから違法な取引の取締り、これを実施する、そして貢献していくということが二つ、それから人とゾウの共存への貢献を行っていくということが三つになります。いろいろなプレゼンターの方々が、それぞれに当てはまるようなところでのお話をこれまでしてくださ

ったのかなというふうに考えながら聞いていたんですけども、この中で、現状、この会議でお話しすべきは、特に、この上の二つかなというところを考えました。

まず、一番下からいきます。人とゾウの共存への貢献についてです。これは、前回、岩井先生、松田先生のほうからもお話がありましたけれども、本当に、これ、ゾウに限らず非常に大きな問題になっているというふうに我々も認識しております。

ただ、これは、やはり象牙の取引に関する話だけで何とかできる話ではないと。これは、岩井先生のお話にもあったかなと思うんですけども、やはり、そういう観点上、東京都として取引の規制なんかを通じて何かできるという要素はちょっと弱いのではないかなというのが一つ、考えたところでございます。なので、今回のお話に関しては、あくまで市場に関してのお話になりますので、一旦、ここは置かせていただきます。

2番目です。国際的な違法取引の取締りへの貢献というところなんですけれども、こちらは、国際取引だけではなく日本国内の規制の取締り、象牙の取引の取締りというところに含めて、やっぱり海外が国際的にも注目している点であるということ、それから、それをどういうふうに日本としての責任として取り締まっていくのかというところを、これはきちんと話すべきではないかなというのが2点目です。

最後に、一番上ですね、国際犯罪に対する明確な「NO!」の姿勢、ここが、これまでの議論の中で少し抜けている要素かなというふうに思いました。ここで申し上げる国際犯罪というのは、アフリカゾウの密猟、それらにつながる違法取引、そういったものになるんですけども、これが本当に、今、非常に世界中で規模が大きくなっております。武器や人身売買、それから模倣品とか、そういうものに次ぐ、もう本当に世界の四大犯罪の一つというふうにも言われるほど規模が大きくなっているとされています。

なおかつ、象牙の違法取引で得られた利益が武器の売買であるとか、そういう武装組織みたいなところに流れているというような指摘もありますので、そういったものも全て含めたところで象牙の違法取引の問題というのを捉えて、それに対して、やはり都としても、国としても、NOという明確な姿勢を打ち出す必要があるのではないかとこのところが論点の三つ目になります。

次に、これは、今、そういった国際的な犯罪に対する、各国がどういった姿勢を示しているかというところを簡単にまとめたものになります。各国が、それまで合法的な象牙の取引市場、国内市場を有していた国々が、この一、二年、数年で一斉に国内市場の閉鎖というところを打ち出しました。これ、いきなり政策、法律がぼんとできたわけではなく、まず、

そういうコミットメントを公表する、宣言を出すというところからスタートしています。中には、まだ、それが実施されていない国もございますけれども、結構、やっぱり、これが今、国際世論として大きなものになっているというところは、一つ、申し上げられるのではないかというふうに思います。

そういう中で、日本で、今どういう状況になっているかという点なんですけれども、確かに、日本に違法な密猟された象牙が直接入ってきているという情報、指摘というのは、それはないと、それは非常に少ないというか、ほぼないという、そういう認識では、私たちも同じでございます。ただ、その意味では、確かに、ゾウの密猟と日本の市場は関係ないというロジックは成り立つとは思いません。

ただ、違法な輸出、これがやはり続いております。これが、じゃあ、各国の取引である違法取引であるとか、あるいは密猟と全く無関係なのかと言い切ることは、ちょっと難しいんじゃないかなというふうに考えます。これは、日本から違法な輸出をされる象牙、これが海外のブラックマーケットを活性化させたり、他国域での違法取引なんかを誘引する、ひいては、それがやはり密猟につながっていく可能性というのは十分にあるわけです。その意味において、日本もやはり一定量の関係があると、そこには国際的な責任があるという認識は持つべきではないかなというふうに考える次第です。

ここにスライドで出させていただいているのは、過去一、二年の間に確認された事例になりますけれども、量としては決して大きなものではないものも含まれるんですが、先ほど中泉先生にもおっしゃっていただいたかもしれませんが、密輸、密猟、これは、やはり全てが明らかになるわけではないです。ですので、この裏側に何倍の実際の取引があるのか、ここまでは分かりませんが、実際、検挙されているという事象からは、そうした可能性が十分に指摘されるのではないかというふうに考える次第です。

その中で、じゃあ、日本の在庫の象牙がどういうふうに外へ持ち出されているのか。やはり小売、これはE I AとJ T E Fの調査報告書の内容になりますけれども、顧客が海外に持ち出す意図を知っていながら販売するという例が、いまだに多くある可能性が指摘されています。ですので、こういった意味では、2017年以降ですかね、政府のほうでも一生懸命、普及のポスターとか、そういう活動はされてきていますけれども、そういった普及啓発とか、キャンペーンみたいな活動だけでは、こうした事態は防ぎ切れていないのではないかというところは非常に懸念される点でございます。ですので、違法輸出の阻止という意味で水際での取締りを強化するだけではなく、やはり国内市場の在り方そのもの、これ

をきちんと見直すべき時期に、今、来ているのではないかということが一つ、指摘として上げさせていただきたいと思います。

次に、では、どういう象牙がここで取引されているのかと。ここは、ここにいらっしゃる皆さん、もう御存じかもしれませんが、今、日本で取引されている象牙になりますけれども、2回のワンオフ・セールが過去にあったんですが、その多くは、それ以前、ワシントン条約規制される以前に日本に持ち込まれた、当時は合法にですけれども、輸入された象牙になるものと思われまます。

当時、1970年代、80年代というところは、世界最大の日本は象牙の輸入国、消費国だったわけですが、当時、日本に入ってきたときは、もう、これは、基本的に全て密猟された象牙です。合法ではありましたが、密猟によるものだったということです。やはり、それがずっと日本で大事に使われてきたわけですが、一方で、それが今、海外に流出していくということは、やはり国際的な責任として問題視すべきではないかというふうに考える次第です。

それから、あと、象牙の日本での利用の歴史、本当に古くからというところは、今日、いろいろお話を伺って、私も大変、興味深かったのですが、やはり一様ではなかったのかなというふうにも思います。需要は変化してきていると思いますし、本当に文化的・芸術的に価値あるものとしての利用から、経済が豊かになって、みんなが象牙のはんこを持つようになった、その辺が急激な需要の拡大につながったりとかですね。今ですと、やはり海外の、持ち出しちゃいけないんですけど、海外向けの商品として製品を作ると、そういう製品が売られているような事例もありますので、やはり、そういう意味で、日本での象牙の使い方というところも変化してきたのかなというところは考えられるのかなと思います。

さらには、市場自体です。これは、先ほどの中泉先生のお話、大変、僕も興味深くお伺いしたんですが、需要自体、やはり非常に減少してきているというところと言えるのかなと思います。一番、大きなところでは、国際取引がワシントン条約で規制された1989年以降、約10年間で、大体、どれぐらいでしょう、10分の1ぐらいまで落ちているということです。その後も、象牙は、もちろん国内取引は合法ではあったわけですが、企業なんかの自主的な取組などによって、オンライン上のオークションなんかでも、取引される量が非常に減ってきているということは、現実問題としてあるのかなというふうに認識しております。

こうした象牙を取り扱う、管理する日本の法律なんですけれども、国内の現状の規制というところは、限定的な内容になっているのではないかなというふうに考えております。まず、製品における規制というところは、本当に全形象牙のみが対象になっていて、加工された象牙に関しては、基本的には、もう、みんな業者さんにお任せしているような形です。実際にコンプライアンスが低いというところも、TRAFFICやEIAの調査でも指摘されている点になってまいります。ですので、違法な象牙でなければよいと、違法取引じゃなければいい、合法的ならいいのかということ、それは必ずしもそうではないんじゃないかと。現状の日本の法規制下で海外への違法な象牙の流出が起きているという点を、これは、やはり看過すべきではないんじゃないかなというところが指摘になります。

もう一点、これは東京都さん、第2回でしたか、第3回ですか、すみません、覚えていませんけど、事業者の皆様へのアンケートというところの資料の発表があったかと思えます。これ、非常に面白かった。面白いというのもあれですけども、非常によい内容だなと思ったんですけども、実際に、数字としては、これぐらいのパーセンテージが出ているということではあるんですが、実際に、それぞれのコメントを見ていくと、やはり象牙の事業者の皆さんが、今後、象牙をどういうふうに取り扱っていくべきかというところで非常に悩んでいらっしゃるという、そういうコメントも散見されたように思われます。

やはり、文化的な遺産というところをきちんと保護していくという意味でも、こうした事業者の皆さんの実態をもっと把握すべきですし、施策に、そういったものを反映させていく必要があるのではないかなというふうに考えます。

これ、もう一回、引っ張ってきたんですけども、現状、各国が出している象牙の国内市場の閉鎖というところのメッセージと、その改善の政策の内容になります。かなり踏み込んだものから、まだメッセージだけにとどまっているものもあるんですけども、これは、コミットメントというのは、まず、国内市場を閉鎖するという、それは宣言、メッセージであります。ただ、これは、一切合財、全部やりませんということでは必ずしもございません。そう宣言している国々においても、例えば、こうした狭い例外規定というものをそれぞれ設けています。

例えば、中国であれば、やっぱり昔ながら使われているアンティークであるとか、博物館や美術館で取り扱う非商業用の製品、そういったものは例外規定として、きちんと定められていますし、イギリスなんかでも、昔から、ミニチュア・ポートレートと呼ばれているような、そういう細工品ですね、古いものになりますけれども、そういったものに関し

ては、やはり例外な規定として取引が継続されているということになります。あとは楽器とか、重量の何%以下とか、そういうものは対象としないといったところも、細かい例外として、きちんと規定されています。

ですので、市場閉鎖イコール何でもかんでも禁止ということではなく、やはりトレーサブルな形で、きちんと、それを定めると。なおかつ、それをきちんと文化遺産にも貢献する形で保護していくということが、政策として、やはり必要な点ではないかなというふうに考えます。

例えば、日本でこうした形でやっていくとすれば、どういったものを例外としてきちんと規定していくか、ここは議論する必要があると思いますし、何より、きちんと定める必要があるのではないかなというふうに考えます。今、現状ですと、本当に、印鑑の印材も文化的な遺産も全部、一つの象牙製品という、そういう扱いになってしまっている嫌いがありますので、そこはきちんと分けて考えるべきではないかなというふうに思います。

駆け足で申し訳ないんですが、ということで、今、必要なこととして、これまでの話した内容を踏まえて、三つの点を指摘してみます。一つは、まず日本として、きっちり宣言、メッセージを出すということです。これを、やはりやるべきではないかと思います。国際世論とも一致した形で国内取引を一旦停止するという強いNOの姿勢を示す必要、これがあるのではないかなというふうに考えます。

一方で、実際の規定や制約の中で、残すべき取引や利用の在り方、それを、先ほど例外規定というふうに申しあげましたけれども、これをきちんと明確にするということが、むしろ違法取引阻止への貢献になるのではないかなというのが第2点目になります。

三つ目は、これは、やはり今年も、今月に入ってから、またニューヨーク市のほうからコメントをいただいたとも話を聞きましたけれども、国際的にも、日本の取組が受け入れられるものである、賛同を得られるものであるということが大事ではないかなというふうに考えます。日本の課題としては、水際での取締りだけではなく、密輸出につながるような国内市場の在り方を見直すということが重要になるといいますので、これを都として国の政策を後押しするような形で推進していく必要があるんじゃないかなと考えます。

ですので、ここは東京都さんに対する提案という形になりますけれども、五つのステップを仮に想定をしてみました。

まず、状況の把握。これは、どのような政策を考えるにしても、やはり市場規模一つ取っても不明なことがまだまだ多いというところはあると思います。こういったところの状

況把握というところは、もっと継続してやっていく必要があるかなというところが一つ。

それから、もう一つは、事業者の皆様との連携した取組、コンプライアンスをもっと徹底する。これ、本当に、普及キャンペーンをやるだけでは、なかなか効果が出ないというところは、これまでの取組でも見えてきているところかなと思いますので、もう少し踏み込んだことをやっていく必要があるのではないかなというふうに思います。

三つ目は、そういったことを踏まえた都としての、例えば、条例みたいなものをしっかりつくると。ごめんなさい、その前に例外ですね。例外規定を含めて、都としての条例というものをきちんと、方針も明確にしつつ、法的拘束力のある条例を定めるというところが大事ではないかなというふうに考えました。さらに、自治体のこうした取組が国を動かしていく、そういう大きな提言にもなっていくと思いますので、政府に先駆けた取組として、有力な自治体としての取組というところをぜひ推進していただくのがいいかなというふうに考えます。

最後に、今回の件、非常に難しいなと思いつつ、お話、皆さんに伺っているんですけども、生物多様性の保全には、象牙取引、あるいは生産や取引という部分だけではなく、消費や行動も改善する必要がありますし、何より生息域への直接的な保全、こういったものも大事な取組になってきます。私どものほうだと、この三つを同時に進めていくというのを基本的な姿勢にしています。ですので、こういった政策を考えるに当たっては、取引の点だけではなく、こういった問題に関しても同時に目を向けて考えていく必要があるのかなというふうに考えました。

以上になります。

○阪口座長 三間委員、ありがとうございました。

それでは、今の中泉委員及び三間委員の発表についての御質問などがございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

○井田委員 中泉先生にお伺いしたいんですけど、私、印鑑、トレーサビリティ、これまでも申し上げていたんですけど、信頼性が高く透明性が高く海外にも説明できるようなトレーサビリティシステムを印鑑でつくるとしたら、どういうものが考えられる。場合によっては、今、市場に出ているもの、もしかしたら違法品が入っているもの、全てロンダリングして、今のままオーケーですというものになりかねないと、印鑑について回る仕

組みというのをつくるというのは、非常に難しいように思うんですが、どういうものが考えられるとお考えでしょうか。

○阪口座長 中泉委員、どうぞ。

○中泉委員 実は、今の御報告を聞いておまして、私も、一応、いろいろ、IT系のところで使っているようなRFIDみたいなことを使ってトレーサビリティを高めるというのを考えたんですけども、相当難しいなというふうに思ったのが、まず正直なところです。やはり、合法的な象牙があったときに、合法的な象牙から印鑑を作ると。その作るプロセスを厳密に特定しないと、もう、あとは何をやっても絶対に無理なわけですね。なので、どうしても、そこは合法的な象牙というのが、合法的な象牙は特定できていると思いますので、そこからちゃんと作っているというところを、そこを製作者の皆さんの協力を得てトレーサビリティを高めるということが一番重要ではないかなというふうに感じました。

○井田委員 ありがとうございます。

○阪口座長 ほかに御質問のある方、いらっしゃいますか。

北村委員、お願いいたします。

○北村委員 新たな質問です。中泉先生、御報告ありがとうございました。今日の中泉先生の御報告の射程距離についての確認でございます。違法取引の対応なんですけど、例えば、国内に合法的に存在している象牙が適法に国内で取引された結果、しかし、その後、違法に国外に持ち出されるというのは、違法取引といえども違法取引なのですが、これは、先生の今日の経済理論の射程には入っておる現象でございましょうか。

○中泉委員 今回の報告につきましては、どちらかというと国内で違法な取引を、違法な象牙、要するに、密輸で来た違法な象牙を取り締まるというようなことを想定して報告いたしました。当然、それを海外に持ち出さないようにするというのも、当然可能なわけですけども、その場合、まずは売る際にどうやってチェックするかということ、もう一つは税関でチェックするという、二つの方法があるかと思います。現実的に、理想は税関

でチェックするというのが理想なわけですけども、なかなか現実的に難しいかなということも感じておまして、その場合、実際に売るところをできるだけ抑制するというようなことが考えられるかなというふうに思います。

○北村委員 ありがとうございます。

○阪口座長 では、ほかに。

黒岩先生、お願いします。

○黒岩様 先ほど、日本から中国への輸出、T R A F F I C 報告書2020で輸出が増えているというような話がありましたけども、数量ですとか、その辺のどのくらいというような報告はなされているのでしょうか。もし、なされているのであれば、数量とか、その辺、今後のこととして知りたいんですけども。

○西野委員 御質問ありがとうございます。T R A F F I C の西野ですけども、私どもの調査結果になりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

報告書のほうで見ているもの、こちらに記載したもの、36件と書いているんですけども、これは2019年の1年間の押収事例というデータを分析したものになります。

○黒岩様 すみません。何の事例ですか。

○西野委員 押収事例ですね。各国の、実は、データソースはいろいろあるんですが、報道ベースであったりですとか、実際に海外の水際で押収された事例の情報というのを収集しているデータベースがありまして、実は、これ、T R A F F I C 独自に運用しているものにはなるんですけども。ただ、一般に報道されているニュースなども情報ソースにはなっているので、確認することもできるんですけども、それらを集計したところ、1年間で日本が関与しているものが36件あったというところで。

数量が出ているもの、何キロ、何グラムだったかというところまで出ているものもあるので、それを集計することはできるんですけども、全部が分かっているわけではなかったりするので、件数でお示しをしているところになります。

○黒岩様 ちなみに、この何倍ぐらいの量が実数としては。

○西野委員 この1年間で、実は、これ、集計したものがアジアの5か国のデータにはなるので、全世界ではないんですけれども、それだけでも全部で380件ありました。その中の36件が日本が関与していたというふうに報告をされているんですけれども、これ、380に比べれば少ないというふうに見えるかもしれないんですけれども、ほかの国の関与、中国と日本間の取引が36件というのは、件数でいうと最多になって、一番多いというふうに指摘されています。そういったものになります。

○黒岩様 ありがとうございます。

○北村委員 簡単に、西野さんに一問一答的にお願いいたします。はんこ屋さんの調査のデータであります、2020年のデータであります、これは、この結果、それ自体は象牙の協会に投げている、協会のほうも「そうだよね」というふうに納得なさっているのか、「こんなことはない。うそだ」というふうに対立しているのか、その辺はどうでしょうか。

○西野委員 こちらは、お示ししている、今、画面に映っているところになりますかね。こちらはE I Aとトラ・ゾウ保護基金というNGOが共著で出されている報告書から引用させていただいているので、私たちのほうで、どういうふうに当局の方に御報告されて、どういう反応であったかというところまでは、ちょっと把握できていないところになります。

○北村委員 分かりました。次の、最後の質問ですが、最後に御提案が三間さんからございました。東京都への御提案も含めてのことかと思うんですが、TRAFFICとして、例えば、種の保存法の下での権限行使を環境大臣に促すという方法があり得るのですが、具体的には、種の保存法の33条の12の措置命令を出せというような申立てを行政手続法の36条の3に基づいてする、代理でも可能ですが、こういう措置は具体的に取っておいですか。

○西野委員 すみません。御質問、もう一度、お願いしてもよろしいですか。私、TRAFFICの調査のところで市場調査をした結果というのは、各、例えば事業者さんだったり、特定して見ている事業者さんであったり、あとは法令遵守がされていなかったみたいなことについては、御報告を、それぞれ事業者さんであったり、管轄する経済産業省のほうに御報告というのはさせていただいています。その後の措置については、ケース・バイ・ケースだと思うので、全部について、御回答いただいている部分とともありますけれども、全部を今は終えていてということをお示しはしていないんですけれども、御報告はしています。

○北村委員 質問が悪かったようで、すみません。個別の具体的なケースを把握なさることも多かろうと思います。それこそ、国際特別種の業者さんに対して、環境大臣が監督処分の権限を持っておりますけれども、その発動を促すことが法的には可能なのですが、具体的には、行政手続法の36条の3、処分等の求めを通じて可能なのですが、そういうことを過去になさったことはあるかどうか。あった場合に、環境大臣がどう反応したのか、この点について確認させてください。

○西野委員 TRAFFICのほうで、その行政手続までをしたことはなくて、WWFジャパンのほうもなかったかと思います。でも、実際に行政処分をされた事例とかは、私たちが申請をしたりとかではないんですけれども、という事例はあったというふうには記憶しているんですけれども、これは所管の省庁の方に伺うのがよいかと思っておりますが。私たちのほうでは、これまではないです。

○北村委員 ありがとうございます。何人も行使できる権限なものですから、あるいは、なされたのかと思っただけです。失礼いたしました。

○西野委員 いえいえ、今後、検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○阪口座長 よろしいでしょうか。

では、時間も押していますので、次の意見交換を始めさせていただきたいと思います。

本日は、象牙の事業者や使用している方のお考えをお聞かせいただき、認識を共有させ

ていただきました。また、委員から課題についての対策の方向性について、有意義な発表をいただきました。今回は、これまでの会議での話を踏まえまして、違法取引などの課題に対して、どのような方向で取り組んでいくべきかという観点から意見交換を行いたいと思います。

本日は、ウェブで参加していただいている方から指名をさせていただきますので、委員の皆様から御意見などをお願いいたします。なお、特になければ、なしで結構です。一人当たりの時間ですが、時間が限られておりますので、一、二分を目安に発言をお願いしたいと思います。

それでは、まず、中泉委員、お願いいたします。

○中泉委員 前回の報告も聞かせていただいて、根本的なところで、やはり、どうも気になっております。というのは、恐らく、欧米などは、日本の象牙取引が非常に多いので、それを、できれば禁止しろというような業界もあるということで、非常に取引が多い。その中のかなりの部分は密猟によるものではないかというのが、欧米からの非常な懸念だと思うんですね。

ただ、2回、3回、お聞きしているところでは、そもそも、そういうものはないというような御意見もいろいろお聞きするので、これは、どう考えていいのかということで、本当に、そこをちゃんと整理しなきゃいけないかなとは思っています。でも、今回、2回、3回お聞きしておりまして、やや、そこら辺が、正直分からなくなってきたというのが状況でございます。

以上です。

○阪口座長 今の御質問は、全体に対するものでしょうか、中泉先生。

○中泉委員 すみません。難しいところですけども、そもそも日本に密猟した象牙は絶対に入ってきていないという前提で考えてよろしいのでしょうか。

○阪口座長 それは、TRAFFICのほうからお答えいただいたほうがよいかと。絶対となると、入っていると見られるんじゃないかということになると思うんですが。絶対かどうかの議論はいかがでしょうか。

○西野委員 絶対がないというのは、断言はできないかとは思いますが、様々なデータから、日本への密輸入が起きている可能性というのは低いというふうに見られているというのは、一つあるかと思えますし、私たちも、そういう解釈といたしますか、その見解をデータなどから見ると考えてはいるんですけども。

ただ、前回、私の発表のほうで、確かお示しさせていただいたかと思うんですけども、日本の水際での密輸入の押収事例というのが、非常に欧米諸国とかに比べると少ないという事実もありますので、それを、中泉先生もおっしゃっていたように、違法取引というものの実態を把握することはできないので、執行能力とかにも左右されますし、あとはインターポールでオペレーション・コブラとかという一時的に強化して実施するようになれば上がったりますし、なので、一概に「ある、なし」とか「ゼロ」ということは言えないかと思えます。

ただ、この今、会議の場で議論している視点として、私が解釈しているところは、日本にある在庫が違法に海外に流出してしまっている違法輸出というのは、実際に起きているという事実は数々の事例からも明らかになっているので、問題はそこではないかというところであるというふうに理解はしております。

○中泉委員 それで追加なんですけれども、日本に、もし違法な象牙が密輸として入ってきていないとしても、もし、日本の需要が非常に大きくて潜在的な価格が高いと、やっぱり世界的な需要の増加につながって、そこが、日本に入ってきていないとしても、いろんなところの密猟につながってしまうということは、日本に入ってくる密猟が少ないというのと関係なしに起こる現象ですので、そこは、それとは別個にやっぱり解決策を考えていかなければいけないなと思えます。御報告のように、だんだん、そういう実需は減っているということで、ある程度、対策は行われていると思うんですけども、そこは、重要な論点だというふうに思えます。

以上です。

○阪口座長 ありがとうございます。いわゆる国際価格というようなものがあるとすれば、それが、標準は日本の価格であって、それが上がっていくと海外での需要によって、日本経由の違法取引も誘発されかねないし、密猟も現地で誘発されるおそれがあるというよう

な理解でよろしいでしょうか。

念のため、申し上げますと、CITESの決議では、国内市場の閉鎖に関する決議ですね、密猟を誘発している国内市場だけでなく、違法取引を誘発している国内市場についても閉鎖と規定されているわけです。ですので、両方を見る必要があるということになるかと思います。

また、需要と供給の関係を考える上でも、以前の資料では出てこなかった気もするんですが、未加工象牙の価格トレンドのデータが必要になるかなと思います。これが、最近、上がっているということであれば、需要を抑制する政策も必要になるのかもしれない。もし下がりに続けているということであれば、特に、あまり懸念することでもないのかもしれないというところで。そういったトレンドのデータはございますか、TRAFFICさん。

○西野委員 私たちのほうでは持っていません。たしか、出ているものがあつたと思いますので、ちょっと今、ぱっと御紹介ができないんですが、次回とかに御紹介できればと思います。

すみません。追加で、中泉先生がおっしゃっているように、日本には、需要は現状、縮小しているというふうに言えると思うので、逆に、海外に需要があるからこそ密輸出されてしまっているの、そういった意味では、日本の国内市場がそういった海外の需要を喚起しているということはあると思うので、間接的に密猟につながっているというところで課題、問題だというふうに言っている部分にはなります。

あとは、各国、ほかの国での取引ができなくなっている中で、日本で容易に買えるんだということが広がっていくと、逆に、今後、日本へ密輸入という可能性が上がるというふうに、それもゼロじゃないというふうに考えられるかと思います。

○阪口座長 ありがとうございます。以上でよろしいでしょうか。

では、続きまして、北村委員、お願いいたします。

○北村委員 ありがとうございます。この有識者会議のミッションは、国際都市としての東京都として、何が出来るかを考えるということでありました。CITESの枠組みを変えるなんていうことは出来るわけがありませんので、それを思慮して考えるというのが、恐らく、この委員会の全体のミッションだろうというふうに思っております。そうすると、

何かの前に、考えるべきことは、恐らく、誰に対して、どのような観点から、少なくとも議論しないといけないことだというふうに思われるところでもあります。

今日のお話を伺って印象的だったのは、やはり、それなりの国際、国内的には取引は適法に行われていても、それが違法に輸出されているというような状況の報告でありました。要するに、種の保存法は守られているけれども、外為法、関税法のいわゆる水際二法、これが機能していないということなんです。そうだとすると持ち出されますから、違法に持ち出されるインセンティブが発生するというふうになってまいります。

しかし、これは、国自体のものです。東京都が何かするわけにはいかないということになっておりまして、国と地方公共団体との役割の差というのは、厳然としてあるということが確認できましたが、しかし、少しでも前に進むためには、東京都として、何かできることはありそうだという気もいたしておりまして、引き続き考えていきたいと思っております。

これは、コメントでありまして、特に質問というわけではございません。

○阪口座長 以上でしょうか。ありがとうございます。

それでは、井田委員、お願いいたします。

○井田委員 ありがとうございます。設置要綱に、もう一回、立ち返って、議論が拡散しつつあるので、我々、何のためにこれをやっているのかというのをきちんと整理しておいたほうがいいかなと思います。

一つは、実態調査でありまして、これは、WWFとかE I AとかTRAFFICさんの調査で、国内の持ち出しに関しては、かなり問題があるということが分かった。今、北村先生がおっしゃったように、じゃあ、適正化に向けて都ができることというのは、私もかなりあると思っておりますので、次回以降、ここら辺にフォーカスを絞って議論をしていくべきだと思いますし、私なりに考えていることがあるのでお話しさせていただきたいというふうに思います。

問題は二つ、ある程度、整理すべきだと思っていて、一つは持ち出しの問題です。これは、非常に難しいんですけども、都として、やはりプラスアルファで、できるということはあるというふうに考えます。

もう一つは、国内市場の、何度も申し上げているけれども、合法品と違法品かを区別で

きないものがいっぱい出回っているというのは、これは、どう考えても海外から見てもおかしいのであって、これを何とか規制しなければならない。市場閉鎖と、我々、新聞記事でも書いてしまうんですけど、マルカバツかではなくて、今日、御紹介があったように、多くの国はナノエグゼンプションというのをきちんと定めて限定的な市場にしていると。ナノエグゼンプションに関しては、きちんとしたトレーサビリティを確保した上で認めましようというものなんです。

ただ、日本には全然、それがないと。私、さっきお話ししましたが、印章のトレーサビリティというのは、これは事実上、不可能だと思います。やるんだったら、すごいコストがかかると思うので、トレーサビリティの強度というのが違うと思うので、例えば、文化財なんかは簡単ですし、楽器なんかも簡単だと思うので、もっと、そういう、どこまで認めて、じゃあ、それにはどういうトレーサビリティを求めるのか、駄目そうなものは、もう、なるべくやめていくべきじゃないかというような具体的な議論を次回以降するべきだと思っております、これに関しても、都としてできることというのは、私、あると思います。

それこそ国際都市東京であるし、それをやらないと、やっぱり、これも申し上げていまして、大きなレピュテーションリスクになるというふうに思っておりますので、この前も申し上げたけれども、国の足りない部分を補っていくという、環境政策では、先導的な役割を果たしていた東京都として、ぜひ、具体的な取組というのを次回以降、きちんと議論していくべきだというふうに思います。ありがとうございます。

○阪口座長 ありがとうございます。

では、続いて、会場の三間委員、お願いいたします。

○三間委員 どうもありがとうございます。今日、東京象牙美術工芸協同組合の方のコメントなんかもお伺いしている中で改めて思いましたのは、象牙の取引停止ということが、本当に一切の象牙の禁止、取扱い禁止ということではないんだというところは、ここは、お互いにもう少しきちんと理解を進めていく必要があるのかなというふうに思いました。本当に、伝統利用みたいなところをどういうふうに規定して、持続可能な形でトレーサビリティを確立した形でやっていくのかというところが、結構、今後の議論の中で、なおかつ東京都さんとして貢献し得る規定の在り方として大事なポイントなんじゃないかなとい

うふうに思います。

その辺、法的な、条例的な、そういう在り方みたいなどころのお話が、今後、また、いろいろアイデアとして各委員の皆さん、先生からもお伺いできると話が進むのかなというふうに思いました。今日は、どうもありがとうございます。

○阪口座長 西野委員、お願いいたします。

○西野委員 私からも、皆さんのおっしゃっていることに重なりますので、簡単にはなりません、国内市場閉鎖とか、言葉が少し強かったりもするかとは思いますが、今日の発表などにもあったようにどういったところを強化すべきか、規制すべきかといったところ、この先、検討を本当に進めていくということが大事だと思っているので、議論が進めばいいなというふうに思っております。

あと、やはり重要なのが、そういったところでも、どういう方向に向かっていくのかというところでは、意思を表明するというのも大事な重要なポイントではないかなというふうには思っていますので、中身を見ていくのと同時に強い意思表示というのもぜひ考えていっていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○阪口座長 ありがとうございます。

ここで、座長というよりは、委員の立場として、私も話をさせていただきます。

一つ、トレーサビリティは論点として上がってきましたが、認証制度を活用するということですね。例えば、ノルウェーでは、違法な水産物を排除するために、水揚げ段階だけでチェックを入れるだけでなく、流通過程まで記録をつけることを法律上、義務づけられていて、マーケットを遡及して違法なものが入っていないかどうか確認できるように、法律上、そういう仕組みがつくられているわけですね。

今回は、主に印章、はんこについて、そういったトレーサブルなシステムを認証ラベル、エコラベルなどを使って構築できるのかというのが一つのポイントとして出てきたと思います。しかし、それは、そもそも認証制度を研究している私の立場からしても、20億円の市場のために、それを構築するコスト、非常にかかりますので、1,000万、2,000万の単位ではできないような話ですね。どこまでコストをかけてそれをやるのかということも、一つ、論点になってくるのかなと思います。

もちろん、南部アフリカ諸国のプログラムを支援するために、行政サイドとして、あまりコストは考えずに度外視して、そういう制度を国主導で、あるいは、都主導でつくるというのを一つ、考え得るかと思いますが、なかなか財政措置も伴うことですので、そんなに簡単にできるのかなということも考えないといけない。なかなか難しい課題であると認識しております。

では、ほかに御意見などございましたら、挙手をお願いいたします。

○井田委員 阪口先生、すみません。どこまでコストをかけてやるのかというところで話が途切れてしまったので、もし、その後があったら、繰り返していただければと思うんですが。

○阪口座長 認証制度、トレーサブルな制度を構築するといった場合、非常にコストがかかると。20億の象牙市場のために、どこまでかけるのかというところが問題になるであろうと。それで、南部アフリカ諸国の可能なプログラムを、持続的利用のプログラムを支援するために、コストを度外視で、そういった制度を構築するというような考えもすることはできるが、財政措置も必要となる話なので、国主導あるいは都主導でやる場合においても難しい論点になるのかなということを申し上げた次第です。

以上でございます。

○井田委員 ありがとうございます。

○阪口座長 ほかに御質問、御意見等、ある方、いらっしゃいますでしょうか。

○黒岩様 よろしいですか。今の皆さんのおっしゃっていることは、とても、ごもつともで。以前の会議なんかを見させていただいていると、最終的には、閉鎖というのも致し方ないのかなとは思いますが、ちょっと根付という特殊な立場からお話しさせていただくと、左刃を使った伝統的な文化、日本発祥の文化ですので、世界的に見ても左刃みたいな彫刻刀で立体を彫る技術というのはないので、その辺のところは。

例えば、今、コストの問題等が話にありましたけれども、そういった日本の伝統の文化を残すという意味でも、十分に、逆にコストをかけていただいて、日本の例えば中で、日

本国内でも象牙は生産してはいけませんよというふうな話ではなくて、国内ではオーケーだけでも輸出は難しいよねとか、そういったようなことをちょっと考えて議論していただけるとありがたいのかなという。象牙は禁止というスケープゴートみたいな形で話が進むのであれば、議論してもあまり意味がないのかなと思いますので、その辺のところは、十分に配慮していただいて、皆さんの知恵を出していただいたらなというふうには感じております。これからも、いろいろ、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○阪口座長 ありがとうございます。今日の議論、主に象牙のはんこの管理の問題が中心だったと思うんですが、他方で根付という芸術作品について、どうするのかというのが、もう一つの論点としてあると。私の認識では、根付というのは、そんなに大量生産されるものではないので、割と個別識別も容易であると。よって、根付、あるいは芸術作品について、別の管理システムというのはいり得るのかなというようなことは感じるころであります。

ほかに、御意見、御質問等、ある方いらっしゃいますでしょうか。

○井田委員 すみません。黒岩さんに質問なんですが。根付に例えばチップを入れて管理するとか、剥がしたら駄目になっちゃうようなラベルをつけて管理するというのはいりませんか。

○黒岩様 ああ、そういうことは、もちろん可能でしょうね。チップを埋め込むというような話は、あると思いますね。

○井田委員 それは可能なんですな。

○黒岩様 はい。

○井田委員 ありがとうございます。

○阪口座長 では、北村委員、お願ひいたします。

○北村委員 これは、資料を頂戴したWWFなのか、あるいは事務局なのか分からないのですが、外国における取引禁止の事例をたくさん御紹介いただきました。要するに、国内的にいうと在庫商品が使えないということになりますので、現法的には、収用だろうというようなことが起こってきます。要するに、補償なくしてできるのかという話ですね。この点、取引禁止というように、例があがっているところでは、どういうふうにならざるに在庫商品の処理、これをしているのか。これは、結構、東京都が何かをしようと思ったときには大きな話、日本国がしようと思ったときにも大きな話になってくるはずでありまして、この点について情報があれば、次回なりでも提供していただくと非常にありがたいということになります。

○阪口座長 ありがとうございます。この場で回答できるような御質問ではなさそうな気がするんですが、何か情報をお持ちですか。

○西野委員 今日、WWF ジャパンのほうから示させていただいた情報は、一応、そういった各国の法令の分析をしたレポートが出ていて、それを参考にしているので、在庫についてのセクションも確かにあるので、次回以降、御紹介できるところがあればと思うんですけども。実際、補償については、私の知る限りでは、実施している国は、ほぼないというふうに理解はしているんですけども。

あとは、在庫の抱えている量は、日本ほど多いところも、そこまでないのかなというのも、結構、違いが国によって。新しく製品を製造しているというのは、一つ、日本のすごく特徴的な状況にはなると思うので、国ごとに状況が違うというところで、御参考としては何かお示しできるものはあるかと思うんですけども、日本は日本で検討していくものになるのかなというふうには思います。

○阪口座長 ありがとうございます。日本の自然保護立法で、いわゆる財産権の尊重規定というものがかなり厳格に盛り込まれて、各法律に。それが入っていないのは、外来種関連の規制ぐらいじゃないかなということなので、何らかの強制的な規制を入れる場合は、その問題が、財産権との絡みの問題が出てくるのかなと思います。

ほかに御質問等、ある方いらっしゃいますか。

では、中泉委員、お願いいたします。

○中泉委員 阪口先生にお聞きしたいんですけども、認証のコストがすごく高い、20億円で認証制度をつくったときに、採算が合わないというふうにおっしゃっていたんですけども、例えば、自主規制でITをうまく使ってというようなことでコストを下げるみたいなことというのはできないでしょうか。

○阪口座長 認証制度そのものを運営するマンパワーのコストもございまして、基準を策定したり、また、審査というのは通常、国がやることも可能かもしれませんが、大体、外部の団体、機関が実施したりしますので、その審査が緩まないようにチェックする必要もあつたり等、そういった全体の運営にかかるコスト。例えば、アラスカで水産物の持続性の認証制度をローカルにやっていたりしますが、私が以前、見せていただいた資料によると、やはり普通に1億程度は年間にかかつたりしていると。

それを、ITを使うことで、どの程度、下げることができるのかというと、恐らく、マンパワーの問題が大きいので、あまり下がらないんじゃないかなという気はします。ITを使うことで、管理は容易になると。違法なものを排除するためのシステムの管理は簡単になるというところではありますが、運営する運営団体のコストというのは、ITを使おうが変わることはないと思いますので、それなりのコストを覚悟しないとできないと。その辺りの問題も次回の会合で御報告いただく山口さん等がお詳しいと思いますので、次回に期待したいと思います。

ほかに御質問等、御意見等、ある方いらっしゃいますでしょうか。特になければ、意見交換を終了したいと思いますのですが、よろしいですか。

では、本日は、すばらしい発表と活発な意見をいただきありがとうございました。時間の制約もあり、十分に御提案いただけなかった部分もあるかと思いますが、ほかにもございましたら、事務局を通じて御提案いただければと思います。

さて、先日の第2回会議と本日の第3回会議で象牙取引をめぐる現状と課題についての認識を深めることができ、課題に対する取組の方向性を議論できました。今後は、これまでの議論を踏まえ、東京都ができることについて議論していきたいと思います。

次回につきましては、都の取組を検討する上での前提となる認証トレーサビリティの仕組みや法的な体系などについて、基本的なところから議論したいと思います。

また、次回は、海外への違法持ち出し防止に関し、オリンピック・パラリンピック開催に合わせた当面、できる具体的な対策についても各委員の皆様から御意見をいただき、議論したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○阪口座長 では、詳細につきましては、一度、私のほうで預からせていただき、事務局と調整の上で、後日、皆様に御連絡させていただきます。

それでは、本日はここまでとさせていただきます。皆さん、お疲れさまでした。

事務局にお返しいたします。連絡事項をお願いします。

○松崎政策調整担当部長 本日の議事録につきましては、後日、確認をさせていただきたいと存じます。また、次回開催の日程は、年明けに改めて調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、第3回象牙取引規制に関する有識者会議を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

(了)